

「鬼怒川パークホテルズ」のどちらにご宿泊されても
すべてのパブリックがご利用になれます。



木楽館



木の館



木心亭



パークコテージ

四季のお風呂のご案内

大浴場のご入浴は事故防止の為、24:00までとさせていただきます。



大江戸浮世風呂 (2F)

古代檜風呂 (3F)

男女別露天風呂 (2F)

大江戸浮世風呂 (2F)

屋形船風呂 (2F)

樽風呂 (3F)

庭園貸切露天風呂

◇ ご入浴時間 ◇

・大江戸浮世風呂、屋形船風呂 (2F)
【女性】 5:00～ 9:45、12:00～19:30まで
【男性】 20:00～24:00まで
・古代檜風呂、樽風呂 (3F奥)
【男性】 5:00～ 9:45、12:00～19:30まで
【女性】 20:00～24:00まで

・露天風呂 (男女別2F)
5:00～ 9:45まで
12:00～19:30まで
20:00～24:00まで
・庭園貸切露天風呂
24時間入浴可能 2,000円 (税別)
受付はフロント

◇ パークホテルズの温泉 ◇

★ 源泉名: パークホテル源泉
★ 泉 質: 単純温泉 (弱アルカリ性、低張性高温泉)
★ 湧 出 量: 300l/min、水素イオン濃度 (PH値8.0)
★ 性 状: 無色透明、無味、わずかに硬化水素泉含
★ 浴用の適応: 症神経痛、筋肉痛、関節炎、五十肩、運動麻痺、関節のこばり、
うちみ、くじき、慢性消化器病、痔病、冷え症病後回復、疲労回復、健康増進
★ 分 析: H16.9.1社団法人栃木県薬剤師会

お食事処



「月見亭」舞台付
(ロビーフロント奥左側)

ガーデンレストラン
「月の庭」(玄関前)

会食場
花の間 (2F)、鶴の間 (3F)、紫雲の間 (4F)

ガーデンテラス「鬼怒のかがり火」
(「月見亭」の下)

お楽しみ、くつろぎ処



カラオケボックス
(リネン前、受付はフロント)
8:00～24:00

コーヒーコーナー「山茶花」
(3Fフロント前ロビー) 7:00～22:00

エステコーナー (木の館3F)

ゲームコーナー・射的
(門を出て左に30m) 15:00～22:00
提携店「鬼怒川温泉お祭り広場」

滝の流れる「プール」
(玄関出で右、夏季のみ)

クラブ「リネン」(2F) 20:00～24:00

アートギャラリー「みち草」
(益子焼等の展示と益子絵付け体験等)

旅の思い出に郷土名物がズラリ
「お土産コーナー」7:15～22:00

ラーメン自慢お好みコーナー「下野」
(2Fエレベーター前) 20:00～24:00まで

サブロビー (木の館内)

水辺のカフェテラス (紫陽門の前)
10:00～15:00 (ラストオーダー14:00)

ご利用のご案内



チェックイン・チェックアウト

チェックイン 15:00
チェックアウト 10:00となっています。
それ以外の時間のご利用はフロントへご連絡ください。



貴重品

貴重品は備え付けの金庫にお入れいただくか、フロントへお預けください。



ルームキー

ルームキーはお客様ご自身でお持ち下さい。ルームキーは一部屋につき一つとなります。外出の際には、フロントへお預け下さい。なお、お帰りの際は必ずフロントへお返しください。



お会計

精算はフロントでいたしております。
お帰りの際には、フロントへルームナンバーをお知らせください。(館内パブリックのご利用の際は、伝票にサインをいただき翌朝フロントにてご精算させていただきます。)

非常時に備えて



非常口、避難経路の確認

当ホテルは近代防災設備を完備し、防災には万全を期していますが、万一に備えて非常口、避難経路を必ずご確認ください。



非常時には

当ホテルは、避難訓練など防災対策に万全を期しております。万一火災が発生した場合、自動シャッターが作動し類焼を防ぎます。非常の際は係員が誘導いたしますので、速やかにご避難ください。



タバコの火にはご注意を

館内パブリック・お休み処には灰皿をご用意いたしております。タバコの火は火災の原因となりますので、歩行中の喫煙・寝タバコはご遠慮いただくようご協力お願いいたします。

テレビの番組表、マッサージ等をご希望のお客様はフロント333にご連絡ください。



鬼怒川 パークホテルズ

TEL.0288-77-1289

内線電話番号

- お部屋番号の前に2をつけておかけください。
例: 721号室へおかけの場合
2721と続けてダイヤルしてください。
- 「木心亭」の場合は各月の前に20をつけておかけ下さい。
例: 8月のお部屋へおかけの場合
2008と続けてダイヤルしてください。
例: 11月のお部屋へおかけの場合
2011と続けてダイヤルしてください。

モーニングコール&外線電話

フロントにお申し付け下さい。
(外線電話の料金はお話が終わった時点でお知らせします)

ご用命はフロント 333 です

宿 泊 約 款

（適用範囲）

第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

（宿泊契約の申込み）

第2条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- 宿泊者名
- 宿泊日及び到着予定時刻
- 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
- その他当館が必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理する。

（宿泊契約の成立等）

第3条 締約契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を当館が指定する日までに、お支払いいただきます。

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残金があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊者に告知した場合に限ります。

（申込金の支払いを要しないこととする特約）

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合、全項の特約にお応じたものとして取り扱います。

（宿泊契約締結の拒否）

第5条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります

- 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- 満室により客室の余裕がないとき。
- 宿泊しようとする者が、次の イ から へ に該当すると認められるとき。
 - イ 宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
 - ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ハ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ニ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - ホ 宿泊に関し、暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - ヘ 他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
- 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められたとき。
- 天災、施設の故障、その他止むを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- 栃木県旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき。

（宿泊客の契約解除権）

第6条 宿泊者は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することが出来ます。

2 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除した時を除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を、申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除した時の違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。

3 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

（当館の契約解除権）

第7条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- 栃木県旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき。
- 寝室で寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規定に従わないとき。

2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

（宿泊の登録）

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
- 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日（パスポートの提示・コピー）
- 出発日及び出発予定時刻
- その他当館が必要と認める事項

2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

（客室の使用時間）

第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時00分から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- 超過2時間までは、室料相当額30％
 - 超過6時間までは、室料相当額50％
 - 超過6時間以上は、室料相当額100％

（利用規定の遵守）

第10条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に表示した「入れ墨・タトゥーのある方の大浴場の使用をご遠慮いただきます。」等の利用規定に従っていただきます。

（営業時間）

第11条 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は客室備え付けパンフレット、サービスディレクトリー及び、各所の掲示等で御案内いたします。

- チェックイン・チェックアウト時間：
 - イ チェックイン 午後3時00分
 - ロ チェックアウト 午前10時00分
- 飲食等（施設）サービス：
 - イ 朝食 午前7時00分から 午前9時00分まで
 - ロ 昼食 午前11時30分から 午後2時00分まで（要予約）
 - ハ 夕食 午後6時00分から 午後9時00分まで
- 附帯サービス施設時間：
 - イ お好みコーナー・クラブ 午前8時30分から 午後11時00分まで
 - ロ コーヒーラウンジ 午前7時00分から 午後10時00分まで
 - ハ 売店 午前7時00分から 午後10時00分まで

2 前項の時間は、必要やむをえない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

（料金の支払い）

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っいただきます。

3 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

（当館の責任）

第13条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものではないときは、この限りではありません。

2 当館は、消防機関から滅マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

第14条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解をえて、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあつ旋するものとします。

2 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあつ旋ができないときは、下記（別表第2）の違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

（寄託物等の取扱い）

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それらが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテル／旅館がその種類及び価額の明告を求めた場合であつて、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は15万円を限度としてその損害を賠償します。

2 宿泊客が、当館内にお持込になった物品又は現金並びに貴重品であつてフロントにお預けにならなかったものについては、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、15万円を限度として当館はその損害を賠償します。

（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチャックインする際お渡します。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合、その所有者が判明したときは、当館は当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め七日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合は同条第2項の規定に準じるものとします。

（駐車責任）

第17条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車輛のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであつて、車輛の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任せます。

（宿泊客の責任）

第18条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被つたときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金の算定方法（第2条第1項及び第12条第1項関係）

		内 訳
宿 泊 客 が 支 払 う べ き 総 額	宿泊料金	①基本宿泊料（室料＋朝・夕食料）
	追加料金	②追加飲食（朝・夕食以外の飲食料）及びその他の利用料金
	税 金	イ 消費税 <p>ロ 入湯税（温泉地のみ）</p>

備考 1. 基本宿泊料は宿泊契約成立時の料金及びフロントに掲示する料金表になります。

2. 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具を提供したときは大人料金の70％、子供用食事と寝具を提供したときは50％、寝具なし食事のみを提供したときは40％。乳幼児で食事・寝具ともに不要の場合は当館の定めた入館料をいただきます。

別表第2 違約金（第6条第2項関係）

契約解除の通知をうけた日	不 泊	当 日	前 日	2 日 前	3 日 前	4 日 前	5 日 前	6 日 前	7 日 前	8 日 前	14 日 前	15 日 前	20 日 前	30 日 前
契約申込人数	6名まで	100%	100%	50%	30%	20%	10%							
	7名～ 14名まで	100%	100%	50%	30%	20%	20%	20%	20%					
	15名～ 30名まで	100%	100%	50%	30%	20%	20%	20%	20%	10%	10%			
	31名～ 100名まで	100%	100%	80%	40%	30%	25%	20%	20%	20%	10%	10%	10%	
	101名以上	100%	100%	80%	50%	40%	35%	30%	20%	20%	15%	15%	10%	10%

（注） 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかわりなく、1日分（初日）の違約金を收受します。

3. 団体客（15名以上）の一部について契約の解除があつた場合、宿泊の10日前（その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の10％（端数が出た場合は切り上げる）にあたる人数については、違約金はいただきません。

4. インターネットにての申込みも上記の通りの違約金が発生します。

5. 当館が定める特別日（GW・お盆・年末年始）期間の予約に関して、「6名まで」及び「7名～14名」の違約金は「15名～30名まで」に準ずる。